二　令和八年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

２・３　（略）

（眠気警報装置）

第五十一条の七　次に掲げる自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の十一の規定は適用しない。

一　令和十三年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十三年九月一日から令和十五年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十三年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十三年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と眠気警報装置に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十五年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

２　指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第四十三条の十一の規定は、適用しない。

（脇見警報装置）

第五十一条の八　次に掲げる自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の十二の規定は適用しない。

一　令和十三年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十三年九月一日から令和十五年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十三年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十三年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と脇見警報装置に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十五年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

２　指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第四十三条の十二の規定は、適用しない。

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

（新設）

２・３　（略）

（新設）

（新設）